

九州経済産業局主催 「J-クレジット制度説明会」

J-クレジット制度について

2023年3月13日

J-クレジット制度事務局
(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社サステナビリティコンサルティング第1部)



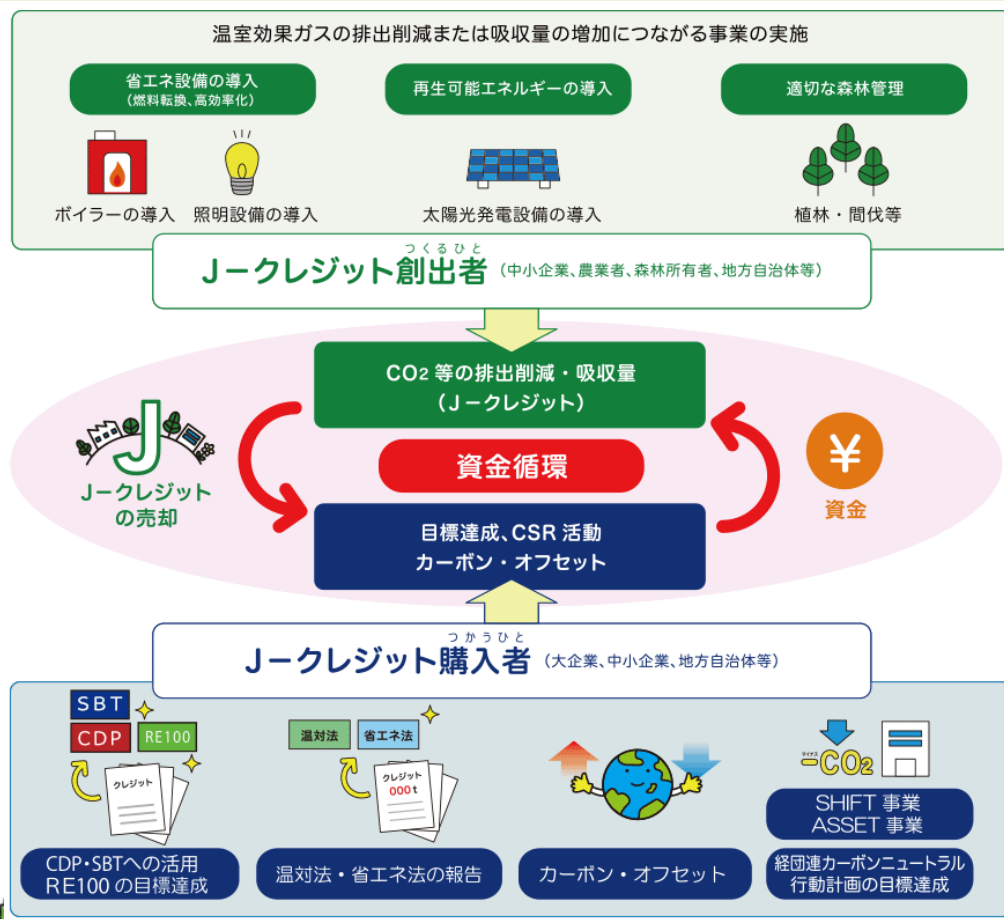
□ 制度概要

- クレジット創出について
 - 手続き
 - プロジェクト要件
- クレジット売買について
- クレジット活用について
- 制度の最新動向



J-クレジット制度とは

- J-クレジット制度とは、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、2013年度より国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- 削減・吸収活動はプロジェクト単位で制度に登録、クレジット認証される。
- 本制度により、中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。



プロジェクト実施者 (クレジット創出者)

- ① 省エネルギー対策の実施によるランニングコストの低減効果
- ② クレジット売却益
- ③ 地球温暖化対策への積極的な取組みに対するPR効果
- ④ J-クレジット制度に関わる企業や自治体との関係強化

※クレジット創出者は、創出されたJ-クレジットを他者に売却・譲渡した場合、CO2削減価値を言及できなくなる。（クレジット活用者とのCO2削減価値の二重主張を回避するため）

クレジット活用者

- ① 温対法の調整後温室効果ガス排出量の報告
- ② 省エネ法の共同省エネルギー事業の報告
- ③ カーボン・オフセット、CSR活動（環境・地域貢献）等
- ④ CDP質問書及びRE100達成のための報告（再エネ電力由来のクレジットに限る）
- ⑤ SHIFT・ASSET事業の削減目標達成への利用
- ⑥ 経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成



J-クレジットの考え方

- 「プロジェクト実施後排出量」と「ベースライン排出量」の差分である排出削減量を、国が「J-クレジット」として認証する。
- 「ベースライン排出量」とは、仮にプロジェクトを実施しなかった場合に想定されるCO2排出量を指す。※プロジェクト実施前に計測した排出量とは異なる。

「プロジェクト実施後排出量」
新しい設備導入後の排出量



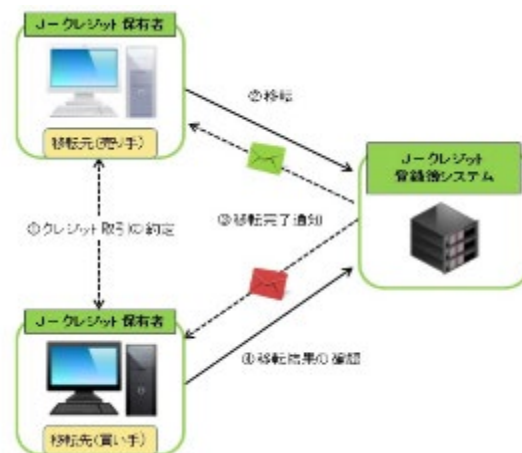
製品生産に必要なエネルギーを、
仮に古い設備で賅ったら？



「ベースライン排出量」
設備更新後、製品生産に必要なエネルギー
(例：生成熱量、消費電力等) を、**仮に更新前の古い設備で賅うとした場合**に想定される排出量

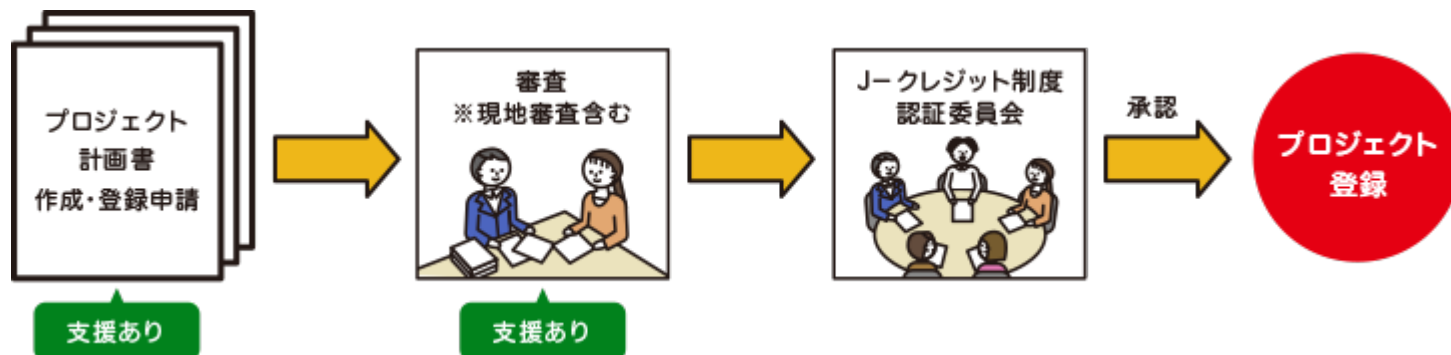
差分を
認証

認証されたクレジットは「J-クレジット登録簿システム」にて、電子的に扱われる。



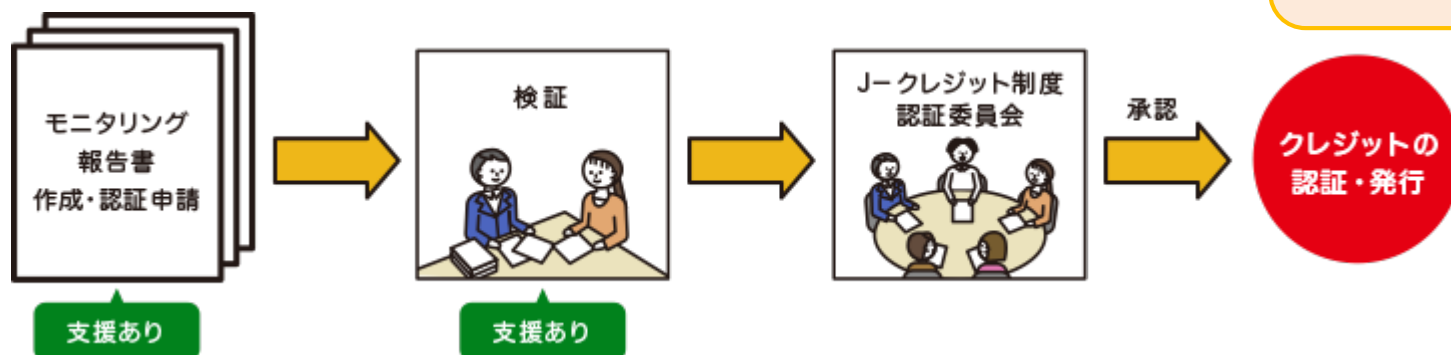
J-クレジット制度への登録、認証の大まかな流れ

STEP1 プロジェクトを計画し、プロジェクト登録の審査を受ける



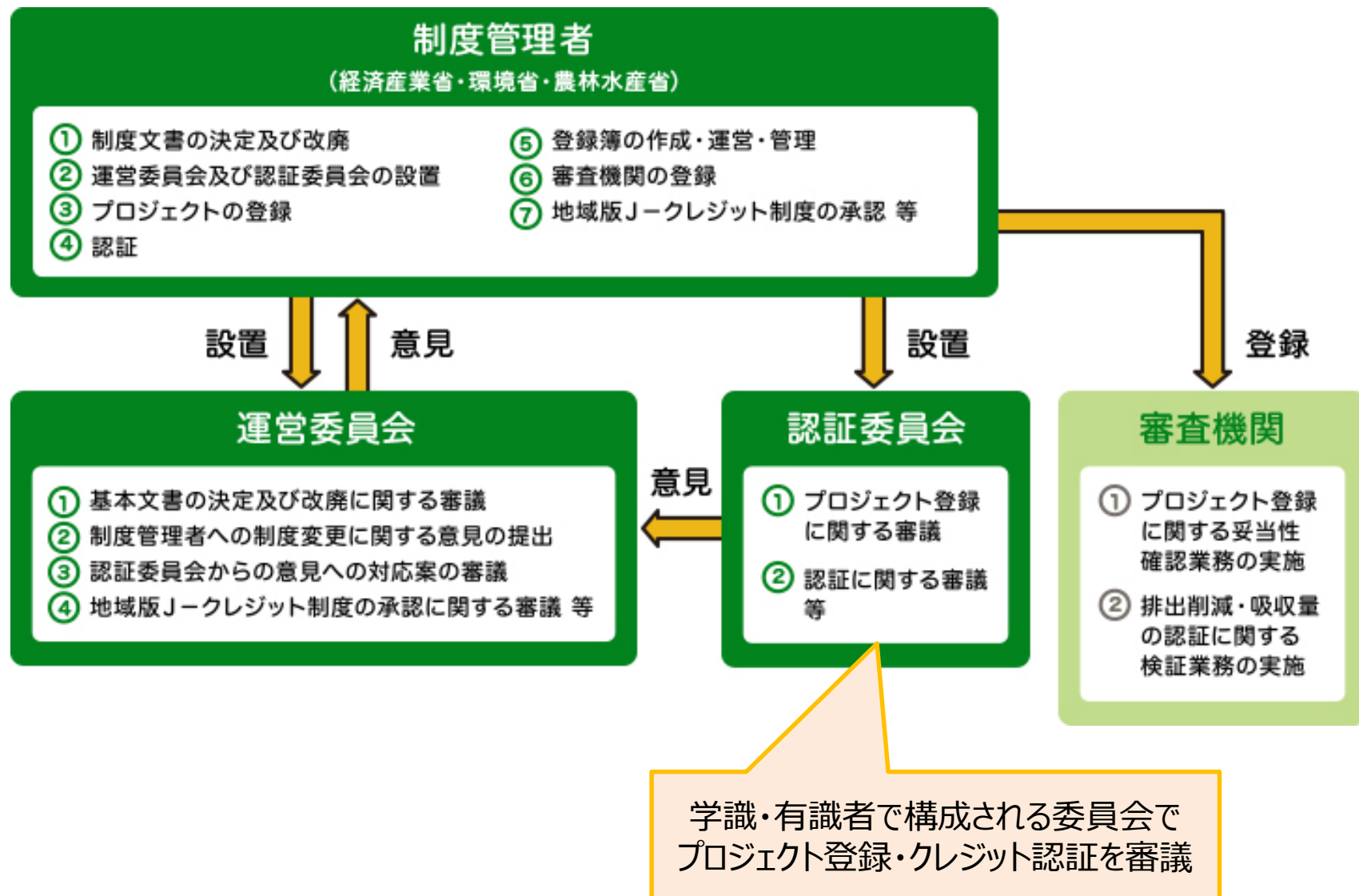
STEP2 プロジェクト実施を通して温室効果ガスを削減（同時にモニタリングを実施）

STEP3 モニタリング結果を報告し、クレジット認証の審査を受ける



クレジット認証毎に
審査

J-クレジット制度の運営体制



J-クレジット制度の審査機関一覧

- ・J-クレジット制度における各種審査（妥当性確認、検証）が可能な審査機関は以下の通り。

機関名	審査可能な方法論分類				
	EN	IN	AG	WA	FO
デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社		○	○	○	
ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社 (PJRCMD)	○				
一般社団法人 日本能率協会 (JMA) 地球温暖化対策センター	○		○※		○
一般財団法人日本品質保証機構	○			○	○
一般財団法人日本海事協会	○	○※	○※		
ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社	○	○※	○※	○	○

方法論分類…EN：エネルギー分野, IN：工業プロセス分野, AG：農業分野, WA：廃棄物分野、FO：森林分野

※実施要綱に基づき、2023年3月31日を期限に、制度管理者より当該分類における審査機関として暫定登録された審査機関



- **地球温暖化対策計画**（日本の約束草案実現に向けた削減計画、令和3年10月22日閣議決定）では、J-クレジット制度を「分野横断的な施策」と位置づけ。
- あわせて、カーボン・オフセットの推進を「脱炭素型ライフスタイルへの転換」として位置づけ。

第3章 目標達成のための対策・施策

第2節 地球温暖化対策・施策

2. 分野横断的な施策

（1）目標達成のための分野横断的な施策

（a）J-クレジット制度の活性化

○ J-クレジット制度の活性化（抜粋）

J-クレジット制度は、信頼性・質の高いクレジット制度として認知されており、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す上でも必要な制度である。2030年度以降も活用可能な制度として継続性を確保するとともに、今後も、国内の多様な主体による省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策及び適切な森林管理による吸収源対策を引き続き積極的に推進していくため、カーボン・オフセットや財・サービスの高付加価値化等に活用できるクレジットを認証するJ-クレジット制度の更なる活性化を図る。

第6節 脱炭素型ライフスタイルへの転換（抜粋）

J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの取組を推進するとともに、カーボン・オフセットされた製品・サービスの社会への普及を図る。

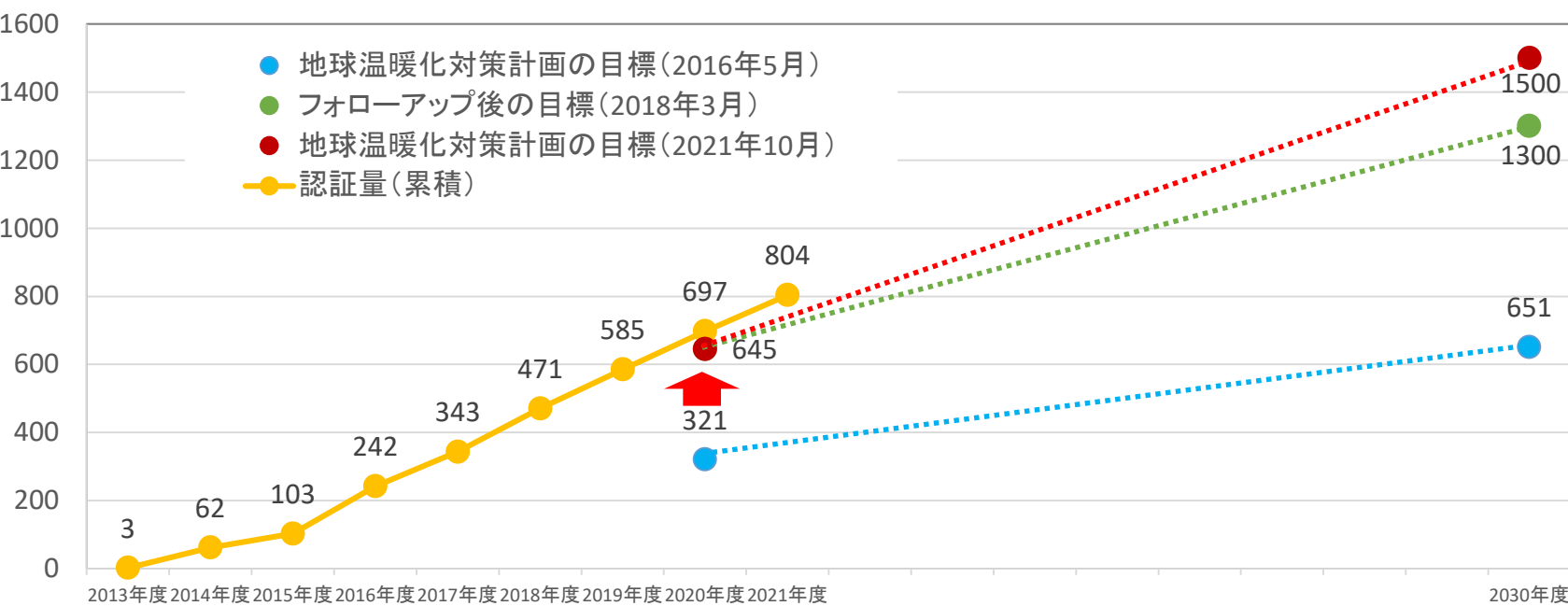
（出典）地球温暖化対策計画



地球温暖化対策計画の目標達成状況

- 地球温暖化対策計画において、J-クレジットの認証量に関する目標を設定。同計画フォローアップ（2018年3月）において、目標を引き上げたが、2020年度の認証量は目標を上回った。
- そのため、2030年度の目標については更なる引き上げの検討を行い、2021年10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画において、1500万t-CO2とした。

万t-CO2



2022年3月10日時点の実績 10



□ 制度概要

□ クレジット創出について

- 手続き
- プロジェクト要件

□ クレジット売買について

□ クレジット活用について

□ 制度の最新動向



クレジットを創るには

- 様々な排出削減・吸収事業が対象であり、誰でもJ-クレジット創出者になることができる。
- 多様な事業者が様々な排出削減・吸収事業を登録済み。
 - 「J-クレジット制度の統計資料」にて各種データと共に整理。

参加事業者の制限なし

大企業、中小企業、地方自治体、地域コミュニティ、・・・

**温室効果ガス排出削減を
既に実施済みでもOK**

申請日から遡って2年前以降に実施されたものが対象

**設備導入（新規/更新）のために国または
地方自治体から補助金を受けていてもOK**

設備導入の際に他の補助金を受けていても対象
(但し、環境省の補助金は除く)

様々な設備（新規/更新）や事業が対象

分類	対象となる設備や事業 (一部抜粋)
省エネルギー	ボイラー
	照明設備
	空調設備
	ヒートポンプ
	コージェネレーション
	生産設備（工作機械、プレス機械、射出成型機、ダイカストマシン、工業炉、乾燥設備）
再生可能エネルギー	木質バイオマス
	太陽光発電
	バイオ液体燃料
廃棄物	食品廃棄物等の堆肥化
森林吸収	森林経営活動

プロジェクトの形態について

- プロジェクトの登録形態は「通常型」と「プログラム型」に分かれる。
- 「プログラム型」は削減・吸収活動を随時追加することが可能である。

登録形態	説明	想定されるプロジェクト登録者
通常型	基本的には1つの工場・事業所等における削減活動を1つのプロジェクトとして登録する形態。 (複数の工場・事業所をまとめて1つの通常型とすることも可能であるが、登録後、新たに工場・事業所等を追加することは、原則不可)	工場や事業所等にて設備更新をする企業・自治体等
プログラム型	家庭の屋根に太陽光発電設備を導入など、 複数の削減・吸収活動を取りまとめ 1つのプロジェクトとして登録する形態。以下のようなメリットがある。 ① 単独ではプロジェクト登録が非現実的な小規模な削減活動から、J-クレジットを創出することが可能。 ② 登録後も、削減活動を随時追加することで、プロジェクトの規模を拡大することが可能。 ③ 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。	- 燃料供給会社 - 商店街組合/農協 - 設備販売/施工会社 - 補助金交付主体(自治体等) - 再造林活動の実施者



- 方法論とは、温室効果ガスを削減する技術や方法ごとに排出削減算定方法やモニタリング方法等を規定したもので、現在、69の方法論を承認（2023年3月時点）。
- 内訳：省エネルギー等42、再生可能エネルギー11、工業プロセス5、農業5、廃棄物3、森林3

分類	方法論名称
省エネルギー等	ボイラーの導入
	ヒートポンプの導入
	空調設備の導入
	ポンプ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御の導入
	照明設備の導入
	コージェネレーションの導入
	変圧器の更新
	外部の効率のよい熱源設備を有する事業者からの熱供給への切替え
	未利用廃熱の発電利用
	未利用廃熱の熱源利用
	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入
	ITを活用したプロパンガスの配送効率化
	ITを活用した検針活動の削減
	自動販売機の導入
	冷凍・冷蔵設備の導入
	ロールアイロナーの更新
	LNG燃料船・電動式船舶の導入
	廃棄物由来燃料による化石燃料又は系統電力の代替
	ポンプ・ファン類の更新
	電動式建設機械・産業車両への更新



分類	方法論名称
省エネルギー等	生産設備（工作機械、プレス機械、射出成型機、ダイカストマシン、工業炉又は乾燥設備）の更新
	ドライブを支援するデジタルタコグラフ等装置の導入及び利用
	テレビジョン受信機の更新
	自家用発電機の導入
	屋上緑化による空調に用いるエネルギー消費削減
	ハイブリッド式建設機械・産業車両への更新
	天然ガス自動車の導入
	印刷機の更新
	サーバー設備の更新
	節水型水まわり住宅設備の導入
	外部データセンターへのサーバー設備移設による空調設備の効率化
	エコドライブ支援機能を有するカーナビゲーションシステムの導入及び利用
	海上コンテナの陸上輸送の効率化
	下水汚泥脱水機の更新による汚泥処理プロセスに用いる化石燃料消費削減
	共同配送への変更
	冷媒処理施設の導入
	省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修
	ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設
	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入
	エネルギーマネジメントシステムの導入
非再生可能エネルギー由来水素・アンモニア燃料による化石燃料等又は系統電力の代替	
水素燃料電池車の導入（非再生可能エネルギー由来水素利用）	

分類	方法論名称
再生可能エネルギー	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
	太陽光発電設備の導入
	再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入
	バイオ液体燃料(BDF・バイオエタノール・バイオオイル)による化石燃料又は系統電力の代替
	バイオマス固形燃料(廃棄物由来バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
	水力発電設備の導入
	バイオガス(嫌気性発酵によるメタンガス)による化石燃料又は系統電力の代替
	風力発電設備の導入
	再生可能エネルギー熱を利用する発電設備の導入
	再生可能エネルギー由来水素・アンモニア燃料による化石燃料等又は系統電力の代替
工業プロセス	水素燃料電池車の導入(再生可能エネルギー由来水素利用)
	マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更
	麻酔用N2Oガス回収・分解システムの導入
	液晶TFTアレイ工程におけるSF6からCOF2への使用ガス代替
	温室効果ガス不使用絶縁開閉装置等の導入
	機器のメンテナンス等で使用されるダストブロー缶製品の温室効果ガス削減



分類	方法論名称
農業	豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
	家畜排せつ物管理方法の変更
	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	バイオ炭の農地施用
	水稻栽培における中干し期間の延長
廃棄物	微生物活性剤を利用した汚泥減容による、焼却処理に用いる化石燃料の削減
	食品廃棄物等の埋立から堆肥化への処分方法の変更
	バイオ潤滑油の使用
森林	森林経営活動
	植林活動
	再造林活動

- 支援対象者・支援条件を満たすことで、手続支援を利用可能
- 支援内容は毎年度見直しあり（下表は2022年度の内容をご参考として掲載）

プロジェクト計画書作成に関する支援	
支援対象者	- 中小企業基本法の対象事業者 - 自治体 - 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）
支援条件	1事業者当たり1方法論につき1回限り - 方法論あたりのCO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上の事業であること

審査費用に関する支援		
	妥当性確認（プロジェクト登録に関する審査）	検証（クレジット認証に関する審査）
支援内容	- 審査（妥当性確認）に係る費用を80%支援 - プロジェクト実施者負担額が20万円を超える場合は、20万円を超える分も支援 ※ただし、1件当たりの支援額には上限あり	- 審査（検証）に係る費用を100%支援 ※ただし、1件当たりの支援額には上限あり
支援対象者	- 中小企業基本法の対象事業者 - 自治体 - 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）	
支援回数	- 通常型：1事業者当たり同一年度内に2回まで - プログラム型：1運営・管理者当たり同一年度内に2回まで ※ただし、同じ方法論で2回受けることは不可。	- 通常型：1事業当たり2年度内に1回まで - プログラム型：1事業当たり同一年度内に1回まで
支援条件	CO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上の事業であること。	認証申請当たりのCO2排出削減・吸収量が100t-CO2以上であること。

※審査費用支援の執行額が予算上限額に達した場合、年度途中で受付を終了する場合あり



□ 制度概要

□ クレジット創出について

- 手続き
- プロジェクト要件

□ クレジット売買について

□ クレジット活用について

□ 制度の最新動向



J-クレジット制度への参加検討における確認ポイント

- プロジェクト登録において、設備の稼働時期や投資回収年数等、いくつかの要件がある。
- 日本国内で実施されること。
- プロジェクト登録を申請する日の2年前以降に稼働した設備が対象であること。
- クレジットの認証対象期間は、プロジェクト登録申請日又はモニタリングが可能になった日のいずれか遅い日から8年間（森林経営活動プロジェクトは登録申請した年度の開始日から最大16年間）。ベースラインを再設定しても削減が見込まれる場合最大16年まで延長が可能（過去分は除くことに注意）。
- 類似制度（例：グリーン電力証書）や本制度において、同一内容の排出削減活動がプロジェクト登録されていないこと。
- 追加性を有すること。
- 本制度で定められた方法論が適用できること。
- 審査機関による第三者認証を受けていること。
- 森林プロジェクトの場合のみ、プロジェクト終了後も継続的（10年間）に適切な森林管理を実施、報告すること（永続性担保措置）。
- クレジットを他者に移転・発行した場合、その削減価値は主張できなくなること。

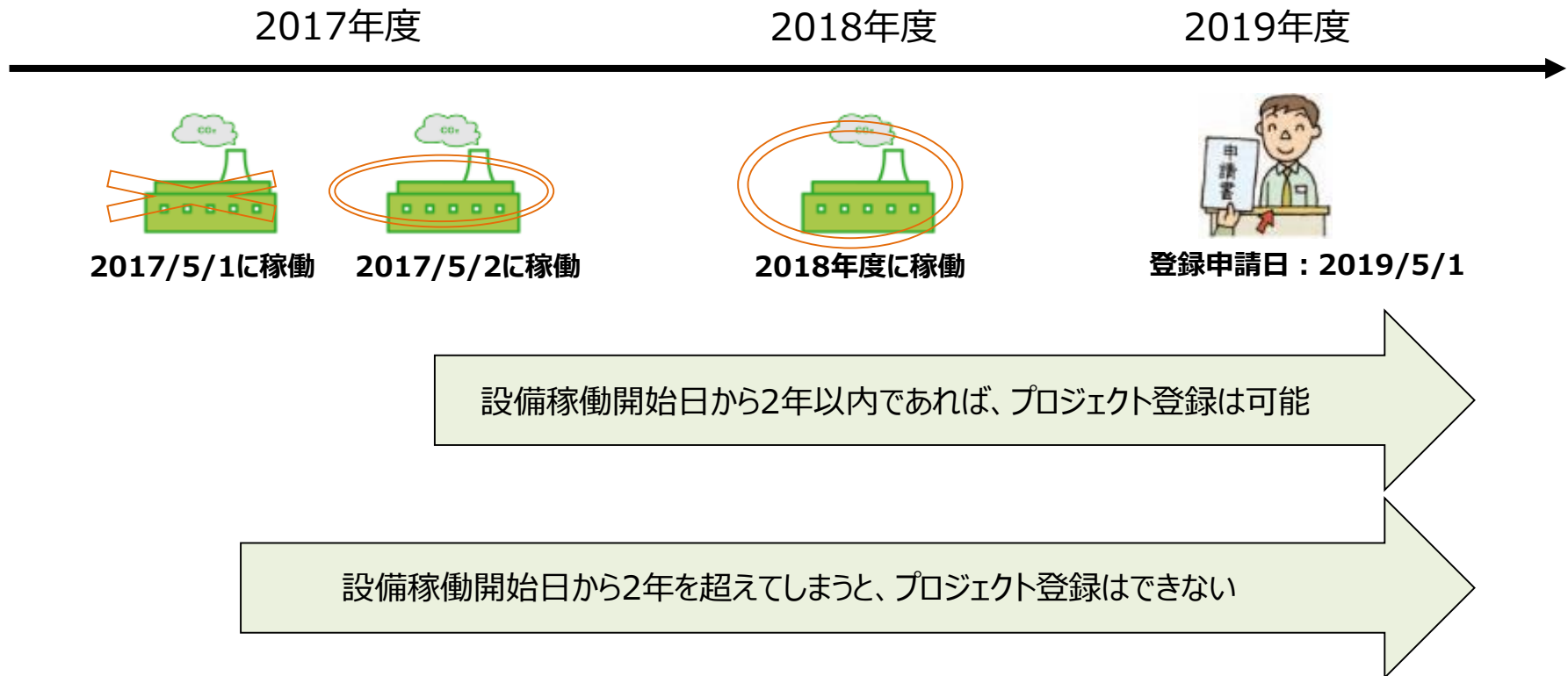
 の部分は続くスライドにて補足



J-クレジット制度への参加検討における確認ポイント(2年前ルール)

- 既に設備が稼働している場合について、プロジェクト登録を申請する日の2年前以降に稼働した設備が対象である。
- 仮に登録申請日が2019年5月1日の場合、2017年5月2日以降に稼働した設備が対象となる。
- 稼働開始時期は、「工事完了報告書」や「契約書」等の証跡を持って確認する。

例：登録申請日が2019年5月1日の場合



J-クレジット制度への参加検討における確認ポイント(追加性)

- 本制度がない場合に、経済的障壁等により排出削減活動が実施されない事業が対象。
(原則として、投資回収年数が3年以上又は、ランニングコストが上昇する事業が対象)

$$\text{投資回収年数} = \frac{\text{設備投資費用} - \text{補助金額}}{\text{年間のランニングコスト削減額}} \geq 3$$

【ランニングコストについて】

- プロジェクト実施前後で同等の活動量を想定する。
- 燃料等の単価は、プロジェクト開始前の直近1年間の平均単価と、プロジェクト実施後直後の購入契約単価を用いる。
- クレジット売却収益は計算に含めない。

例：ボイラーの更新



設備投資額等	金額(千円)
設備投資費用	10,000
補助金	5,000

ランニングコスト	金額(千円/年)
ベースライン 燃料費等	1,000
プロジェクト実施後 燃料費等	300

投資回収年数 = 5,000 (千円) ÷ 700 (千円/年)
≒ 7年より追加性を有する。



□ 制度概要

□ クレジット創出について

- 手続き
- プロジェクト要件

□ クレジット売買について

□ クレジット活用について

□ 制度の最新動向



J-クレジットの売買の方法

相対取引

■ 仲介事業者を利用する場合

仲介事業者を利用しない
直接の相対取引も可

売りたい方 → 販売 → 仲介事業者 → 販売 → 買いたい方

仲介事業者*を介した相対取引（売買仲介）でクレジットの売買価格と売買量を決めます。

*J-クレジット・プロバイダー等

仲介事業者（J-クレジット・プロバイダー）

株式会社イトーキ

株式会社ウェストボックス

カーボンフリーコンサルティング株式会社

ブルードットグリーン株式会社

一般社団法人 more trees

Waara株式会社

■ J-クレジット制度HPを利用する場合



売りたい方と買いたい方との相対取引でクレジットの売買価格と売買量を決めます。

掲載後、6か月以上取引が成立していない場合

入札販売

J-クレジット制度HP「売り出しクレジット一覧」へ掲載後、6か月以上取引が成立していない場合、希望者は入札販売の対象となります。



- ・クレジットの売買価格と売買量は、落札によって確定します。
- ・販売クレジットは、政府保有クレジット分を含めて実施します。

売り出しクレジット一覧

- 売り手が希望したクレジット情報を掲載
(URL : <https://japancredit.go.jp/sale/>)
- 実施場所・実施地域・プロジェクト種別・クレジット量等に基づく検索、クレジット量に基づくソートが可能
- 販売価格は非公開（クレジット所有者と買いたい事業者の相対取引の中で決定）
- HPに各クレジットの所有者の連絡先を掲載

売り出しクレジット一覧

クレジットの売却または購入に関わる各種ご相談（売買希望者、売買希望プロジェクト、地域等）がございますら、「売買のご相談」ボタンよりお気軽に事務局にて相談ください。

市岡の「相違」

認証済みのクレジット		認証予定のクレジット	
実施地域	都道府県から選択 選択してください	全国・広域から選択 選択してください	
実施場所	選択してください		
制度名	☒ J-クレジット	☒ 国内クレジット	☐ J-VER
J-11プロジェクト番号	選択してください		
クレジット取得者名	クレジット取得者名		
排出削減・吸収計算国 (1~4桁/年)	例)10000 : CO2~ 例)10000 : CO2		
フリーワード検索	フリーワード ×プロジェクト実施者、実施地域、実施場所、プロジェクト種類、クレジット取得者、連携先企業の各種属性が検索します。		

 檢索結果

施設名	プロ ジェクト 番号	プロジェクト 名称 ・法人番号	実施地域	実施機関	プロジェクト 概要	プロジ ェクト 種類	近エネ (電力) (MW)	西エネ (熱) (GJ)	新エネ (kW)	削減率 （省 エネルギー 率）の概算	削減 率の 算出 方法 (1-CO2)	削減 率の 算出 方法 (2-CO2)	クレジット削減 量 （tCO2e）
3-ア ーレ ット	16	中津建設 6000010015826	兵庫県	森林	尾崎町に於 ける森林植 栽活動	森林植 栽	-	-	-	算出	1	204	中津建設 491建設 0183-73-3611 詳細はこちら
3-ア ーレ ット	27	徳島建設株式会社 7376500000051	徳島県	森林	尾崎町に於 ける森林植 栽活動	森林植 栽	-	-	-	算出	1	4	徳島建設株式 会社徳島支 店0876-42-3619 詳細はこちら
3-ア ーレ ット	37	リベレス学園式 会社 2026002133248	北海道	森林	尾崎町に於 ける森林植 栽活動	森林植 栽	-	-	-	算出	10	688	リベレス学園式 会社札幌 05-2142-1340 詳細はこちら
3-ア ーレ ット	59	水産庁 20000110204323	長野県	森林	尾崎町に於 ける森林植 栽活動	森林植 栽	-	-	-	算出	1	209	水産庁 専事係 0284-32-4201 詳細はこちら
3-ア ーレ ット	81	徳島県 730000000000000	徳島県	森林	尾崎町に於 ける森林植 栽活動	森林植 栽	-	-	-	算出	1	113	徳島県 森林水産部林政課 0876-42-3611 詳細はこちら

◆口座の開設、クレジットの使用・移転について

URL : <https://japancredit.go.jp/application/account/>

◆ J-クレジットの取得・売買等を行う方は、J-クレジット登録簿システム上で、J-クレジット管理口座の開設を行う必要がある。

◆申請方法（口座開設、クレジットの使用・移転）

J-クレジット制度登録簿システムから申請

<https://j-creditregistry.go.jp/toppage.html>

◆お問い合わせ（登録簿システムの操作方法）

上記リンク先をご参照

◆お問い合わせ（登録簿システムの操作方法以外）

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

サステナビリティコンサルティング第1部 J-クレジット制度事務局

電話 : 03-5281-7588 受付時間(平日) : 9:30~12:00、13:30~17:30

E-mail : registry@jcre.jp



□ 制度概要

□ クレジット創出について

- 手続き
- プロジェクト要件

□ クレジット売買について

□ クレジット活用について

□ 制度の最新動向



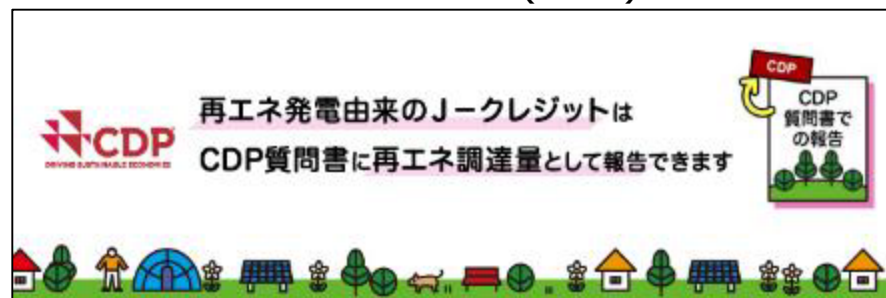
J-クレジットの活用方法

- J-クレジットは国内の法制度への報告、海外イニシアチブへの報告、企業の自主的な取り組み等、様々な用途への活用が可能。近年、活用量・需要規模が大きいのは「小売電気事業者の排出係数の調整」と「CDP及びRE100への報告」。
 - 温室効果ガス排出の削減や再エネ電力の調達について、自社の努力だけでは賄うことができない部分をJ-クレジットを活用してカバーすることが可能。

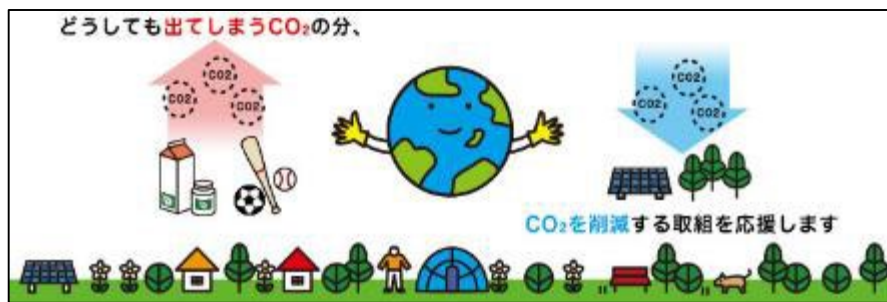
<国内の法制度への報告>



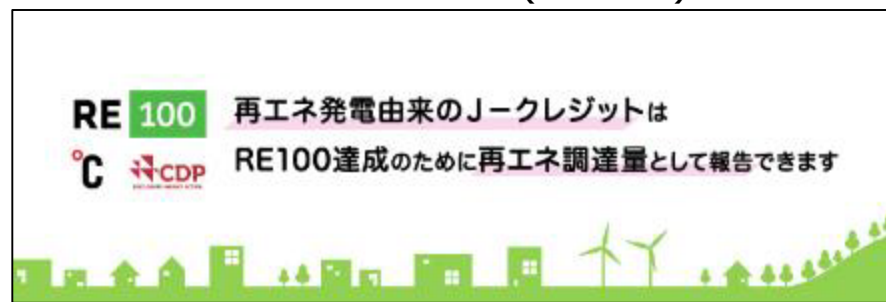
<海外イニシアチブへの報告 (CDP)>



<企業の自主的な取り組み>



<海外イニシアチブへの報告 (RE100)>



クレジット種類による活用方法の制限

- 活用方法によっては、使用できるクレジットの種類が限られており、注意が必要。

用途	J-クレジットの種別				
	再エネ発電	再エネ熱	省エネ	森林吸収	工業プロセス、農業、廃棄物
温対法での報告 (排出量・排出係数調整)	○	○	○	○	○
省エネ法での報告 (共同省エネルギー事業に限る)	×	×	○※1	×	×
カーボンオフセット	○	○	○	○	○
CDP質問書・SBTへの報告	○※1※2	○※1※3	×	×	×
RE100達成のための報告	○※1※2※5	×	×	×	×
SHIFT・ASSET事業の目標達成	○	○	○	○	○
経団連カーボンニュートラル 行動計画の目標達成	△※6	△※6	△※6	○	△※6

※1 報告可能な値はプロジェクトごと、認証回ごとに異なる。

※2 他者から供給された電力（Scope2）に対して、再エネ電力由来のJ-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※3 他者から供給された熱（Scope2）に対して、再エネ熱由来のJ-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※4 CDP気候変動質問書2021の設問C11.2にのみ、報告対象期間内の創出・購入量を報告可能。

※5 2021年8月のRE100の基準引き上げによる変化点

- ・自家発電した電力（Scope1）には再エネJクレ使用不可。
- ・Scope2の電力供給のうち、工場敷地内（オフグリッド内）の別会社が設置した発電設備由来の電力（Scope2）に対して再エネJクレ使用不可。

※6 経団連カーボンニュートラル行動計画に参加している事業者が創出したクレジットは対象外。制度記号が「JCL」のクレジットが使用可能。

※7 本表では、更新時点で事務局が調査した結果を整理しております。活用先のルール変更等により取り扱いが異なる場合がありますので、実際の活用におかれましては、必要に応じて各活用先の最新情報をご確認ください。



- 2017年4月より再生可能エネルギー(電力)由来のJ-クレジットに (従来のt-CO2表示に加えて)『MWh表示』を追加。
- この『MWh表示値』を再生可能エネルギー(電力)量として、CDPへの報告やRE100への対応に利用可能に。また、CDP報告と同様の算定ルールに準拠するSBT(Science Based Target)への活用も可能。



再エネ発電由来のJ-クレジットは
CDP質問書に再エネ調達量として報告できます



RE 100 再エネ発電由来のJ-クレジットは
RE100達成のために再エネ調達量として報告できます



再エネ電力から創出されたクレジットには
電力量(MWh)を記載

検索結果

通常型		プログラム型										
プロジェクト 番号	認証申請日	運営・管理者 ・法人番号	実施地域	事業概要	プロジェクト 種別	対象期間	認証量 (t-CO2)	再エネ (電力) (MWh)	再エネ (熱) (GJ)	省エネ (kl)	低炭素 社会 実行計 画への 利用	関係書類
P43	H28.11.18	環境経済株式会社 4010001129148	全国	住宅における太陽光発電 設備の導入(グリーン・リ ンケージ倶楽部(太陽光発 電))	J-クレジット	H26.4.1～ H28.4.30 (25.0ヶ月)	699,370	1,258,264	-	-	可	モニタリ ング報告 書 検証報告 書

□ 制度概要

- クレジット創出について
 - 手続き
 - プロジェクト要件

□ クレジット売買について

□ クレジット活用について

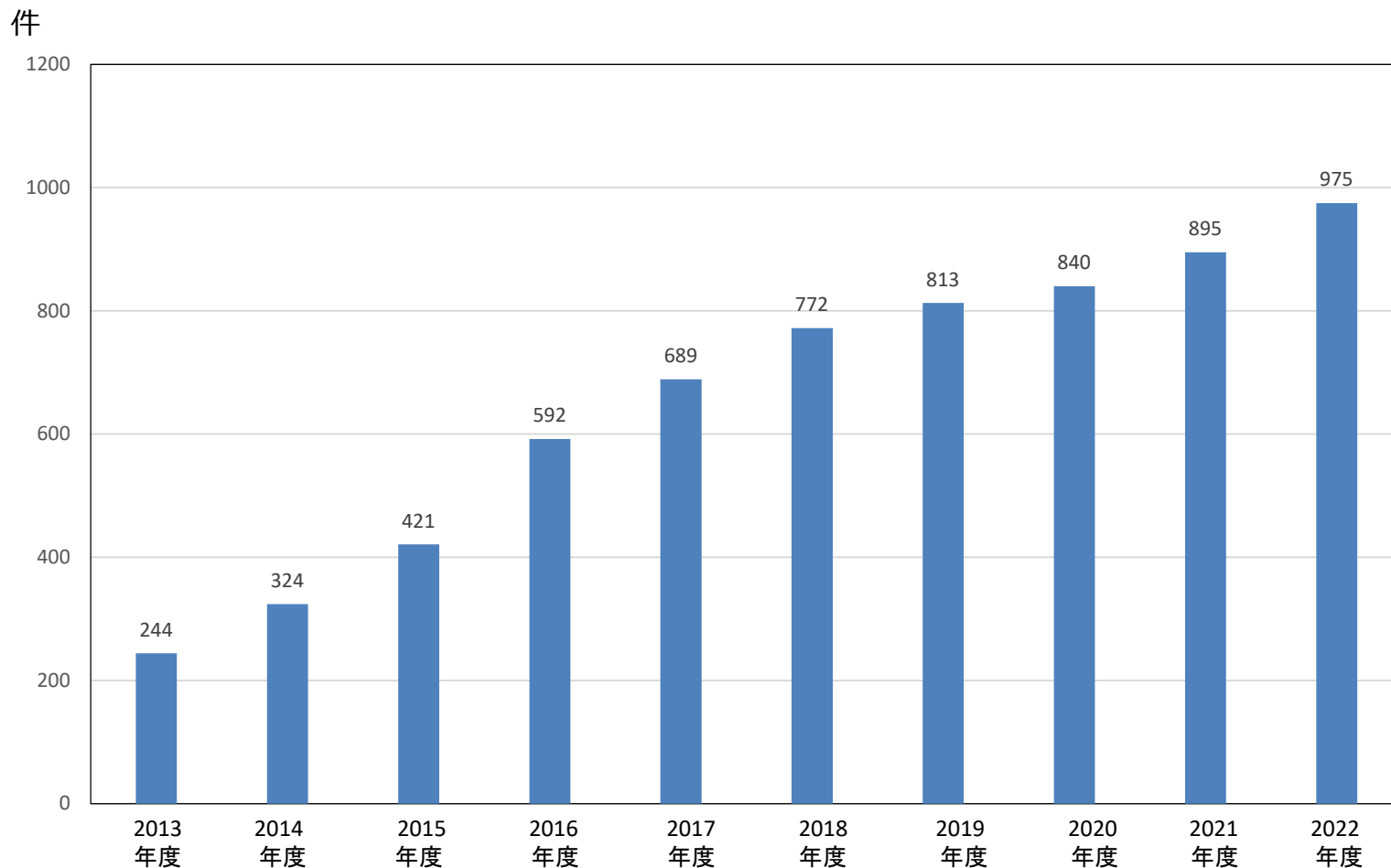
□ 制度の最新動向



プロジェクト登録の状況（移行含む）

・Ｊ－クレジット制度登録プロジェクト件数（移行含む）：**975件**

＜プロジェクト登録件数の推移＞



（※第54回認証委員会（2023年3月15日開催）の審議案件が予定どおり登録・認証された場合）

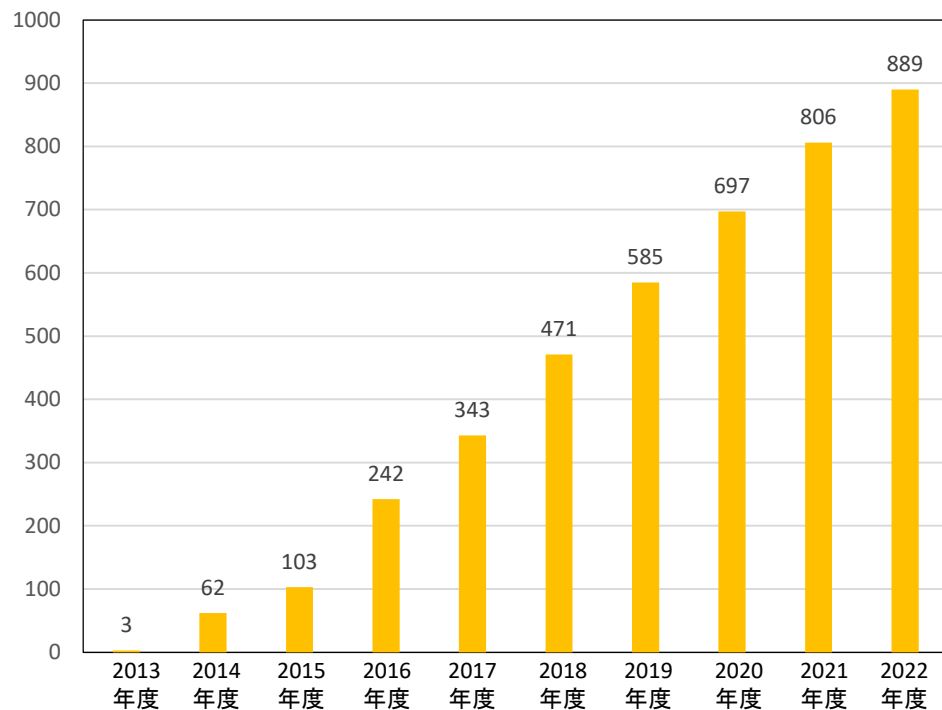


クレジット認証の状況（移行含む）

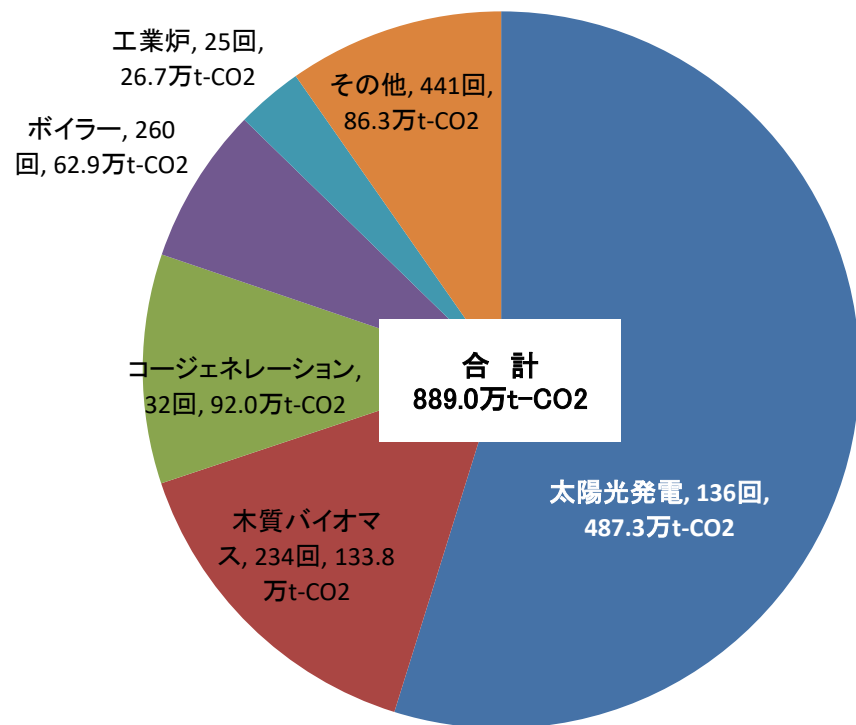
- ・ J-クレジット制度クレジット認証量（移行含む）：**889万t-CO₂**
- ・ 太陽光発電由来のクレジット認証量が全体の認証量の半分以上を占めている。

＜クレジット認証量の推移＞

万t-CO₂



＜クレジット認証量の内訳＞



（※第54回認証委員会（2023年3月15日開催）の審議案件が予定どおり登録・認証された場合）

J-クレジットの入札販売結果

- J-クレジットの大口活用者向けに、過去13回の入札販売を実施
- 再エネ発電由来のクレジットがCDP質問書に報告可能になり、需要家の注目を集めていることから、第4回以降は再エネ発電と省エネ他を分けて販売

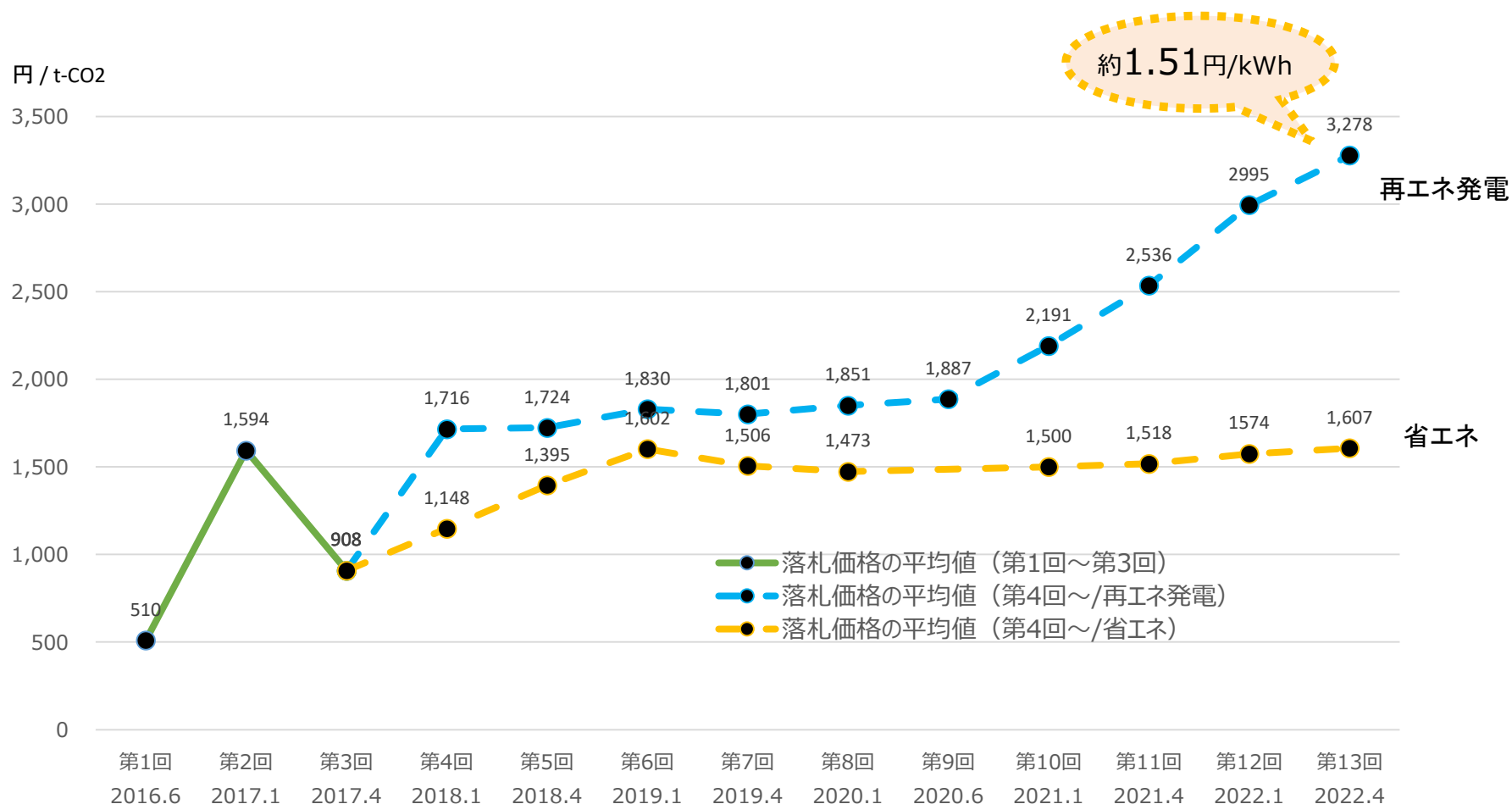
	開催時期	再エネ発電		省エネ他	
		販売量	平均販売価格	販売量	平均販売価格
第13回	2022年4月	200,000トン	3,278円/トン	100,000トン	1,607円/トン
第12回	2022年1月	250,000トン	2,995円/トン	24,305トン	1,574円/トン
第11回	2021年4月	200,293トン	2,536円/トン	100,000トン	1,518円/トン
第10回	2021年1月	250,000トン	2,191円/トン	100,000トン	1,500円/トン
第9回	2020年6月	200,000トン	1,887円/トン	0トン	落札なし
第8回	2020年1月	200,000トン	1,851円/トン	40,000トン	1,473円/トン
第7回	2019年4月	200,000トン	1,801円/トン	50,000トン	1,506円/トン
第6回	2019年1月	200,000トン	1,830円/トン	50,000トン	1,602円/トン
第5回	2018年4月	400,000トン	1,724円/トン	100,000トン	1,395円/トン
第4回	2018年1月	400,000トン	1,716円/トン	100,000トン	1,148円/トン

	開催時期	販売量	平均販売価格
第3回	2017年4月	500,000トン	908円/トン
第2回	2017年1月	500,000トン	1,594円/トン
第1回	2016年6月	1,000トン	510円/トン



J-クレジットの入札状況の推移（平均落札価格）

- 需要の高まりに応じて、平均落札価格も上昇している。



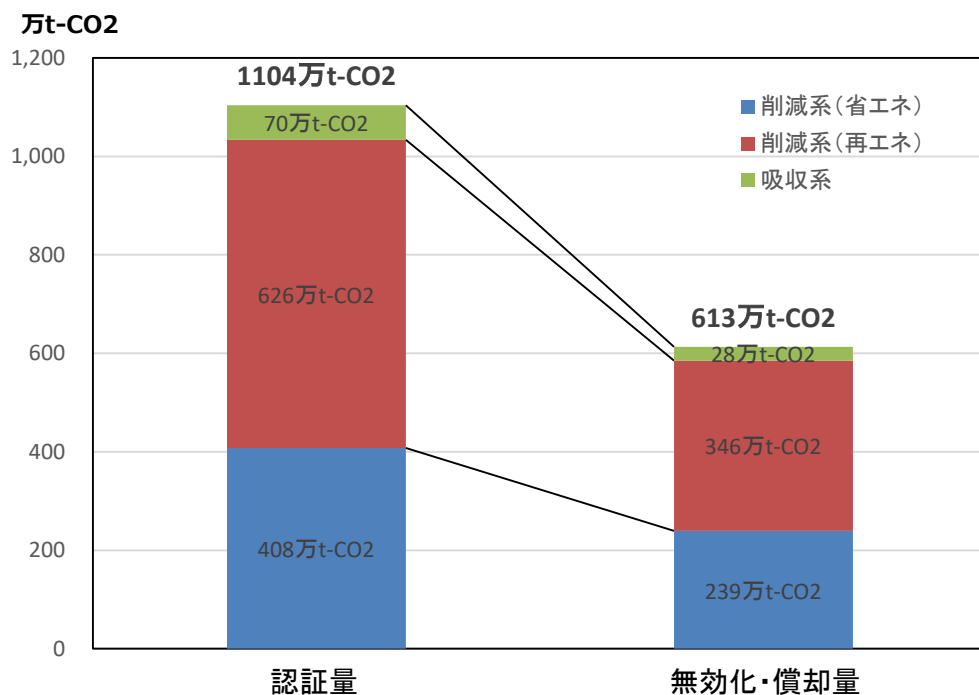
※平均値は、落札価格に当該落札トン数を乗じた合計を総販売量で除したもの。

J-クレジットの活用（無効化・償却量）の状況

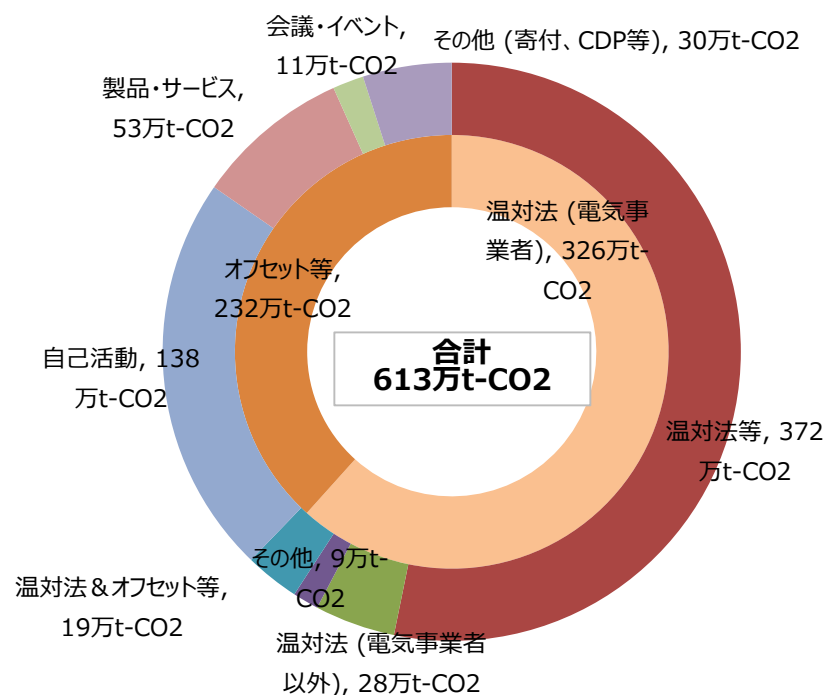
- 全認証量1104万t-CO₂中、これまでに無効化・償却されたクレジットは、613万 t-CO₂
2008年度以降のJ-クレジット、国内クレジット、J-V E R全てのクレジットの累計。
- 削減系（再エネ）クレジットの認証量に対する無効化・償却量は約55%,削減系（省エネ）は約59%, 吸収系クレジットは約40%
- 電力の排出係数調整、自己活動や製品・サービスのオフセットへの利用が多い

<クレジット種別 認証量VS無効化・償却量>

<クレジット種別 認証量 VS 無効化・償却量>



<無効化・償却量の内訳 (累積)>



※ 2013年度以前の削減系の無効化・償却量の内訳はデータがないため、全て削減系（省エネ）としている。

2023年1月31日時点の実績 36



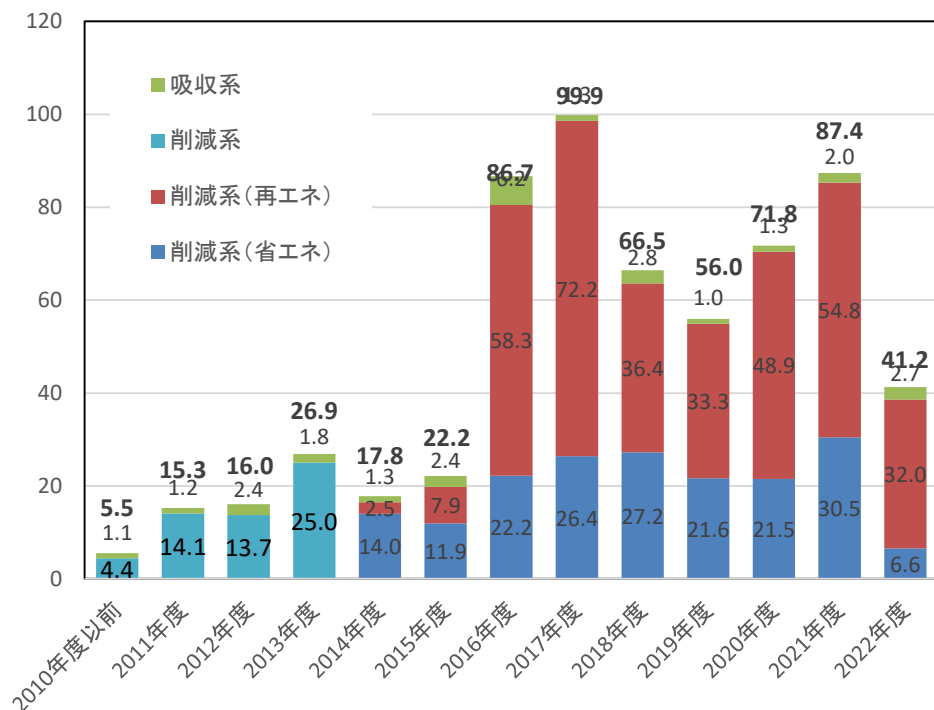
J-クレジットの活用（無効化・償却量）の状況

- 2016年度以降は「温対法（係数）」が最多だが、近年は「オフセット等」も増加。

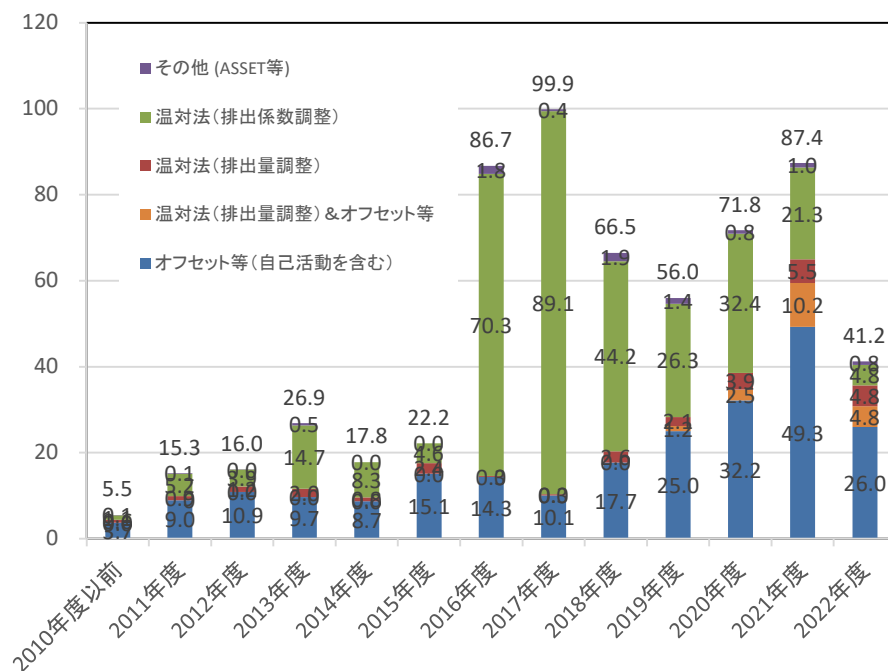
無効化とは、J-クレジット登録簿上でJ-クレジット、J-VERを無効化償却口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることを指す。
償却とは、J-クレジット登録簿上で国内クレジットを無効化償却口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることを指す。

<クレジット種別・目的別 無効化・償却量の推移>

万t-CO2



万t-CO2



2023年1月31日時点の実績

※2013年度以前の無効化・償却量の内訳は削減系と吸収系のみで区別されている。

最近の制度の動向（方法論の新規策定）

直近2回の運営委員会（2022年12月9日開催、2022年3月1日開催）で6方法論を新規策定し、J-クレジット制度の対象を拡大。

① 水素、アンモニアの利用に関する4方法論（2022年12月9日運営委員会）

- 水素、アンモニアの利用により、化石燃料や系統電力を代替する排出削減活動が対象
- 水素・アンモニアの製造方法により、発行されるクレジットの種別（再エネ/省エネ）や、計上すべき付随的排出量が異なる。

水素の製造方法（例）	考慮する付随的排出量			創出クレジットの種類
	製造	運搬等※2	使用	
電気分解（自家消費再エネ電力）	×※1	○	×	再エネ
再エネ熱活用	×※1	○	×	再エネ
バイオガス改質	×	○	×	再エネ
未利用の副生水素	×	○	×	省エネ
電気分解（系統電力等※3）	○	○	×	省エネ
非再エネ熱活用※4	×/○	○	×	省エネ
天然ガス改質	○	○	×	省エネ

※1：製造設備の使用などに係る排出は要計上
※2：原料の運搬、前処理、キャリア変換、圧縮・冷却、水素・アンモニアの運搬等
※3：J-クレジット制度の要件を満たさない再エネ自家消費などの場合も該当
※4：廃熱の活用等の場合が“×”に該当

② バイオ潤滑油の使用に関する方法論（2022年12月9日運営委員会）

- バイオマス原料由来潤滑油（バイオ潤滑油）が化石由来潤滑油を代替することにより、化石由来潤滑油を廃棄物として焼却する際のCO2排出が削減されることを評価

③ 水稻栽培における中干期間の延長に関する方法論（2022年3月1日運営委員会）

- 水稻の栽培期間中に「中干し」（水田の水を抜いて田面を乾かすこと）の実施期間を従来よりも延長することで、土壌からのCH4排出量を抑制する排出削減活動が対象。適用条件は中干しの期間を、プロジェクト実施前の直近2か年以上の実施日数の平均より7日間以上延長すること。

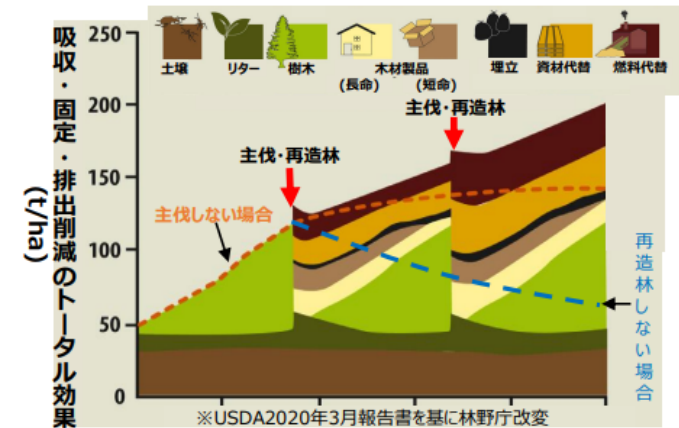
出典：J-クレジット制度第28回運営委員会資料（2022年12月9日開催）https://japancredit.go.jp/steering_committee/data/haihu_221209/1_inkai_shiryo.pdf
J-クレジット制度第29回運営委員会資料（2023年3月1日開催）https://japancredit.go.jp/steering_committee/data/haihu_230301/1_inkai_shiryo.pdf



最近の制度の動向（森林関連）

1. 森林管理プロジェクトの制度見直しの概要

- ・ 利用期を迎えた森林資源を「伐って、使って、植える」循環システムを確立することが2050年カーボンニュートラルに大きく貢献。
- ・ J-クレジット制度が主伐・再造林の循環システム確立の後押しとなり、より利用しやすくなるよう、森林経営の長期的な時間軸を踏まえたルールに改正（8月5日の制度運営委員会において決定）。



課題①：追加性要件

- ・ 認証対象期間中（8年間）の収支見込が赤字であることを証明する必要（主伐を行うと黒字が見込まれ、プロジェクト登録要件を満たさない）。
- ➡ 主伐後に再造林を計画する場合や、保育・間伐等施業のみ計画する場合は、林業経営の長期的な経費を踏まえ、証明は不要とする。

課題②：主伐時の排出計上、再造林の推進

- ・ 主伐は「排出」計上されるためクレジット認証量が少ない（主伐・再造林を含むプロジェクトが形成されにくい）。
- ➡ 主伐後の伐採跡地に再造林すれば、排出量から控除する*制度を導入。
 *標準伐期齢(35-45年程度等)に達した時点の炭素蓄積を排出量から控除（別紙参照）
- ・ 主伐後の造林未済地が増加。
- ➡ 造林未済地を対象に、第三者が再造林を行う場合も制度の対象に追加。

課題③：伐採木材の炭素固定

- ・ 森林のみが吸収クレジットの算定対象（伐採木材に固定される炭素は評価対象外）
- ➡ 間伐や主伐により伐採された木材が製品として使われることにより固定される炭素量の一部を、吸収クレジットの算定対象に追加（伐採木材が木製品として利用されることによる固定量を評価）。

課題④：天然生林の取り扱い

- ・ 森林施業が実施された森林（＝育成林）のみが吸収クレジットの算定対象（天然生林は算定対象外）
- ➡ 保安林等に指定された天然生林で、森林の保護に係る活動（森林病害虫の駆除・予防、火災予防等）を実施すれば吸収クレジットの算定対象に追加。

【認証対象期間の延長】 認証対象期間を最大16年間に延長できる措置を併せて導入。

1.3 省エネ法におけるJ-クレジットの活用（実施要綱）

- **背景**：「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」が改正され、事業者に対して非化石エネルギーへの転換を求めるようになるところ、J-クレジットの無効化量も勘案して非化石エネルギーの使用量を算出できるようにする方針。
- **方針**：省エネ法の改正に併せて、実施要綱の改定をしてはどうか。なお、改正省エネ法は令和5年4月1日に施行されるため、実施要綱の改正日も同日としてはどうか。

<背景>

- ・ 2050年カーボンニュートラルや2030年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、日本のエネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に、安定的なエネルギー供給を確保するため、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」が改正され、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「改正省エネ法」という。）が成立（令和4年5月13日 第208回通常国会）。
- ・ 改正省エネ法では、「化石燃料」（現行法の「燃料」）に該当しない燃料は全て「非化石燃料」と定義され、非化石燃料並びに化石燃料以外を熱源とする熱及び電気が「非化石エネルギー」となり、特定事業者等に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画及び非化石エネルギー使用状況等の定期の報告を求める。
- ・ 現在、改正省エネ法の施行に伴う改正後の規定に基づく省令委任事項の規定や条ズレ対応などの改正を行っており、改正省令・告示案に関するパブリック・コメントを実施中（令和5年2月6日～令和5年3月7日）。
- ・ 本改正案では、非化石エネルギーの使用量の算出方法を定めることとしており、非化石熱由来及び非化石電気由来のJ-クレジットの無効化量に紐付く非化石エネルギーの使用量を報告することが可能とされている。

<方針>

- ・ 実施要綱の「1.7 J-クレジットの用途」に、改正省エネ法におけるJ-クレジットの活用を追記してはどうか。
- ・ 改正案は令和5年4月1日に施行されるため、実施要綱の改正日も同日とする。
- ・ なお、運営委員会以降に改正省エネ法の改正案に修正があった場合、それに基づき実施要綱を修正することは、審議不要とさせていただきたい。





J-クレジット制度事務局

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
サステナビリティコンサルティング第1部

TEL: 050-3173-8916
(平日9:30~12:00、13:30~17:30)

E-mail: help@jcre.jp

J-クレジット制度ホームページ
<https://japancredit.go.jp/>

